

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第7期) 至 平成26年3月31日

特種東海製紙株式会社

(E00691)

第7期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成26年6月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

特種東海製紙株式会社

目 次

頁

第7期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	5
5	【従業員の状況】	6
第2	【事業の状況】	7
1	【業績等の概要】	7
2	【生産、受注及び販売の状況】	9
3	【対処すべき課題】	10
4	【事業等のリスク】	11
5	【経営上の重要な契約等】	12
6	【研究開発活動】	12
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
第3	【設備の状況】	14
1	【設備投資等の概要】	14
2	【主要な設備の状況】	14
3	【設備の新設、除却等の計画】	16
第4	【提出会社の状況】	17
1	【株式等の状況】	17
2	【自己株式の取得等の状況】	41
3	【配当政策】	42
4	【株価の推移】	42
5	【役員の状況】	43
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5	【経理の状況】	55
1	【連結財務諸表等】	56
2	【財務諸表等】	99
第6	【提出会社の株式事務の概要】	114
第7	【提出会社の参考情報】	115
1	【提出会社の親会社等の情報】	115
2	【その他の参考情報】	115
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	116

監査報告書

平成26年3月連結会計年度	巻末
平成26年3月会計年度	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【事業年度】	第7期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 三澤 清利
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 常和八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	78,063	79,363	77,674	75,564	78,159
経常利益 (百万円)	4,012	3,750	3,988	4,208	3,522
当期純利益 (百万円)	1,792	839	38	2,468	2,180
包括利益 (百万円)	—	423	77	3,087	4,333
純資産額 (百万円)	59,978	59,629	56,830	59,091	63,760
総資産額 (百万円)	131,355	127,632	121,201	120,138	125,302
1株当たり純資産額 (円)	375.02	372.62	396.15	412.68	428.61
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.26	5.27	0.24	17.27	14.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	11.23	5.26	0.24	17.20	14.88
自己資本比率 (%)	45.5	46.5	46.7	49.1	50.6
自己資本利益率 (%)	3.0	1.4	0.1	4.3	3.6
株価収益率 (倍)	22.12	34.54	778.89	12.39	15.38
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,402	9,805	6,399	10,809	10,848
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,424	△5,019	△3,963	△5,985	△9,322
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,794	△4,669	△6,142	△3,278	△1,334
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	10,108	10,238	6,532	8,078	8,271
従業員数 (名)	1,654	1,615	1,540	1,502	1,507
(外、平均臨時雇用者数)	(262)	(336)	(302)	(324)	(317)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(百万円)	—	61,957	61,316	60,419	61,389
営業収益	(百万円)	887	—	—	—	—
経常利益	(百万円)	38	3,405	3,024	3,934	2,957
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△5,334	735	△1,410	2,212	2,025
資本金	(百万円)	11,485	11,485	11,485	11,485	11,485
発行済株式総数	(千株)	163,297	163,297	163,297	163,297	163,297
純資産額	(百万円)	55,942	55,942	50,920	52,996	57,345
総資産額	(百万円)	85,559	114,318	106,269	104,009	108,859
1株当たり純資産額	(円)	350.27	350.55	354.37	368.50	385.43
1株当たり配当額	(円)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△33.45	4.62	△8.96	15.41	13.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	4.61	—	15.35	13.77
自己資本比率	(%)	65.3	48.9	47.8	50.9	52.6
自己資本利益率	(%)	—	1.3	—	4.3	3.7
株価収益率	(倍)	—	39.4	—	13.9	16.6
配当性向	(%)	—	108.3	—	32.4	36.2
従業員数	(名)	79	846	847	845	838

(注) 1 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第3期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

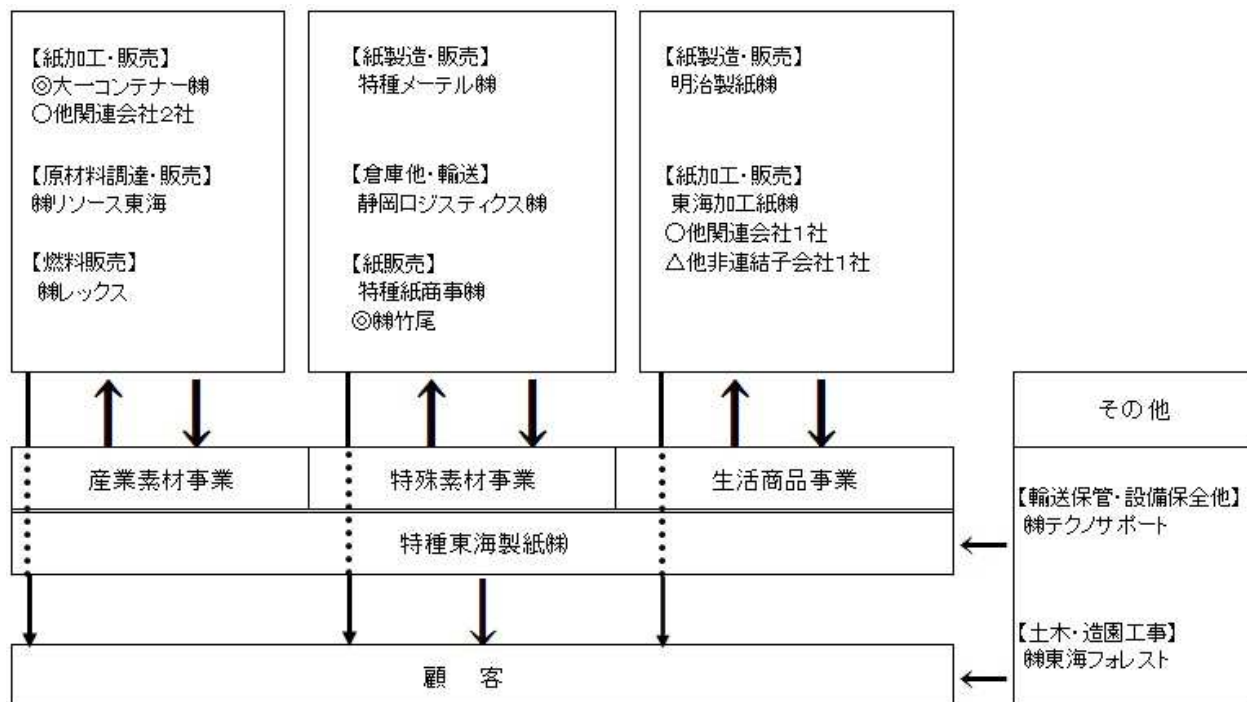
3 当社は、平成22年4月1日付で当社の連結子会社でありました特種製紙㈱及び東海パルプ㈱を吸収合併しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成18年11月	特種製紙㈱及び東海パルプ㈱（以下、「両社」）が、共同持株会社となる特種東海ホールディングス㈱（以下、「当社」）の設立に関する基本合意書を締結。
平成18年12月	両社取締役会で当社設立を決議。
平成19年2月	両社臨時株主総会において当社設立を承認。
平成19年3月	両社上場廃止。
平成19年4月	当社設立。 東京証券取引所第一部に株式を上場。
平成19年6月	三菱商事株式会社を引受人として、第三者割当増資による新株式発行。
平成19年6月	当社及び特種製紙㈱は、王子製紙株式会社及び王子特殊紙株式会社と「戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書」を締結。
平成19年7月	当社及び特種製紙㈱並びに東海パルプ㈱は、日清紡株式会社と特殊紙分野及び家庭紙分野における事業提携に関し合意。
平成19年10月	㈱東海フォレスト（現・連結子会社）が、㈱白峰商會を吸収合併。
平成20年1月	明治製紙㈱（現・連結子会社）が、久保田製紙㈱を吸収合併。
平成22年1月	㈱テック東海が、東海物流システム㈱を吸収合併し、商号を㈱テクノサポート（現・連結子会社）に変更。
平成22年4月	当社が、両社を吸収合併。
平成22年4月	特種ロジスティクス㈱が、静岡物流㈱を吸収合併し、商号を静岡ロジスティクス㈱（現・連結子会社）に変更。
平成22年7月	当社の商号を特種東海製紙㈱に変更。
平成24年2月	㈱竹尾の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社となる。
平成24年3月	大一コンテナ㈱の株式の一部を譲渡（連結子会社から持分法適用関連会社へ変更）。
平成25年8月	当社は、大王製紙株式会社と「業務及び資本提携に関する覚書」を締結。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙㈱）、子会社10社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行なっており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行なっております。当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。



無印…連結子会社 △…非連結子会社

◎…関連会社で持分法適用会社 ○…関連会社で持分法非適用会社

〔産業素材事業〕

当社が紙パルプの製造・販売するほか、(株)リソース東海が紙原料の供給を、(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、関連会社3社が紙の加工・販売を行っております。

なお、(株)リソース東海は平成26年4月1日に特種東海マテリアルズ㈱に社名変更しております。

〔特殊素材事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、特種紙商事㈱・関連会社1社が販売を、静岡ロジスティクス㈱が製品を保管する倉庫業及び製品輸送を、特種メーテル㈱が紙の製造・販売を行っております。

〔生活商品事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、東海加工紙㈱・子会社1社・関連会社1社が紙の加工・販売を、明治製紙㈱が紙の製造・販売を行っております。

〔その他〕

(株)テクノサポートが製紙設備の保安全管理及び紙製品の輸送・保管を、(株)東海フォレストが土木・造園工事を行っております。

なお、(株)東海フォレストは平成26年6月17日に(株)特種東海フォレストに社名変更しております。

第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱リソース東海 (注) 2、4	静岡県島田市	70	産業素材事業	100.0	当社が原材料を 購入
㈱レックス	静岡県島田市	30	産業素材事業	100.0	当社が燃料を 購入 資金援助あり
特種紙商事㈱	東京都中央区	50	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品 を販売
静岡ロジスティクス㈱	静岡県駿東郡長 泉町	20	特殊素材事業	100.0	当社が製品輸送 ・保管を委託
特種メーテル㈱	静岡県沼津市	10	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品加 工を委託
東海加工紙㈱ (注) 3	静岡県島田市	370	生活商品事業	100.0	当社が紙製品を 販売 役員の兼任あり
明治製紙㈱ (注) 2	静岡県富士市	200	生活商品事業	79.5	当社が紙製品等 を販売
㈱テクノサポート	静岡県島田市	32	その他	100.0	当社が工場諸作 業等を委託
㈱東海フォレスト (注) 5	静岡県島田市	140	その他	100.0	当社が土木・造 園工事及び山林 事業を委託
(持分法適用関連会社) 大一コンテナー㈱	静岡県島田市	125	産業素材事業	30.0	当社が紙製品を 販売
㈱竹尾	東京都千代田区	330	特殊素材事業	22.9	当社が紙製品を 販売

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 東海加工紙㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	11,922 百万円
(2) 経常利益	169
(3) 当期純利益	15
(4) 純資産額	1,718
(5) 総資産額	10,696

4. ㈱リソース東海は平成26年4月1日に特種東海マテリアルズ㈱に社名変更しております。

5. ㈱東海フォレストは平成26年6月17日に㈱特種東海フォレストに社名変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成26年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
産業素材事業	348(17)
特殊素材事業	466(66)
生活商品事業	299(71)
報告セグメント計	1,113(154)
その他	287(154)
全社 (共通)	107(9)
合計	1,507(317)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
838	39歳 6ヵ月	17年 4ヵ月	6,201,021

セグメントの名称	従業員数 (名)
産業素材事業	300
特殊素材事業	384
生活商品事業	47
報告セグメント計	731
全社 (共通)	107
合計	838

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙㈱及び東海パルプ㈱からの通算勤続年数となっております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには特種東海製紙労働組合等が組織されており、平成26年3月31日現在の労働組合の組合員数合計は1,046名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループは、平成23年度にスタートした第二次中期経営計画の最終年度を迎え、基本テーマである「深化。そして、進化。」に沿って、基盤事業の徹底的な強化とさらなる成長に向けた新たな変化に取り組んでまいりました。

基盤強化施策として製造力の強化を図るため、積極的な設備投資を行っております。主な案件の進捗は次のとおりであります。

三島工場におきましては、前期に稼働したRPF/木質チップ燃焼ボイラーが、エネルギーコストの削減と環境保護に寄与しております。また、塗工品質の向上及び製造コストの削減を目的として、コーターヘッドを増設いたしました。

島田工場におきましては、パルプ設備活性化により、一層のエネルギー効率の改善を行いました。また、赤松水力発電所の更新とFIT（固定価格買取制度）を利用した売電事業への進出を決定いたしました。

東海加工紙機におきましては、前期にラミネート製品の新工場を稼働させ、食品・医療など新規分野への進出を強化しております。また、タオルマシンのS&Bを進めており、2台の新タオルマシンの建設が進行中です。

新商品開発につきましては、FIBLIC（フィブリック＝リチウムイオン二次電池向けセパレータ）の量産化を目指してテストマシンが本年4月に竣工いたしました。また、放射性物質を吸着するゼオライト不織布「TT-除染シートSC」、クラフト紙にエンボス技術を駆使し意匠性を付与した技術融合型ファンシー「D' CRAFT」、月の表面の凹凸感を表現したファンシーペーパー「かぐや」などの新商品を上市し、新しいカテゴリーにも挑戦してまいりました。

他社・他産業との部分提携につきましては、昨年8月、大王製紙株式会社との間で「業務及び資本提携に関する覚書」を締結し、発行済株式総数の3%を相互保有いたしました。明治製紙株式会社ではトイレットペーパーのOEM生産を拡充したことにより、同社の業績改善に寄与しました。また、超薄型吸収シートの共同開発につきましても順調に進んでおります。今後も引き続き、効果的な事業連携を模索してまいります。

㈱レックスのRPF事業におきましては、前期に取得した工場（現㈱レックス沼津工場）が通期において寄与し、引き続き事業の拡大を図るとともに、島田工場に建設計画中のバイオマスボイラーにつきましても燃料の安定調達を確保してまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は78,159百万円（前期比3.4%増）と増収となりましたが、次の第三次中期経営計画を見据えた成長戦略投資の実行や、原燃料価格の上昇等により、営業利益は3,180百万円（前期比23.7%減）、経常利益は3,522百万円（前期比16.3%減）、当期純利益は2,180百万円（前期比11.7%減）の減益となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、セグメントごとの業績には、セグメント間の売上は含まれておりません。

①産業素材事業

主力製品である段ボール原紙は、昨夏の猛暑により飲料関連の需要が堅調に推移したことに加え、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等もあり、販売数量は前期を上回りました。価格面におきましては前期に比して軟化しましたが、年初より価格復元に向けて鋭意取り組んでおります。

クラフト紙につきましては、輸出の増加等もあり、販売数量は堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は37,696百万円（前期比0.5%増）、営業利益は184百万円（前期比88.7%減）となりました。

②特殊素材事業

特殊印刷用紙は、ドラマの原作本や出版界の各賞に選ばれた書籍に採用されるなど、同業界の底堅い動きに加え、新製品の投入など市場注目度を上げる施策を実行した結果、販売数量は前期を上回りました。また、技術融合型ファンシーなどの新製品も投入し、さらなる拡販に努めております。

特殊機能紙は、全般的に堅調な需要に支えられ、販売数量が前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は21,959百万円（前期比4.4%増）、営業利益は2,631百万円（前期比12.5%増）となりました。

③生活商品事業

ペーパータオルは、販売先ごとのきめ細かな営業活動等により、販売数量は前期を上回ったものの、価格面は厳しい状況で推移しました。

トイレットペーパーは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等もあり、販売数量は前期を上回りました。価格修正につきましても、相応の成果を得ることができました。

この結果、当セグメントの売上高は16,535百万円（前期比8.1%増）、営業利益は378百万円（前期比4.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は8,271百万円となり、前連結会計年度末に比べ192百万円の増加となりました。

連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は10,848百万円となり、前連結会計年度に比べ39百万円の増加となりました。主な要因は、売上債権の減少、たな卸資産の増加であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は9,322百万円となり、前連結会計年度に比べ3,336百万円の増加となりました。主な要因は、有形固定資産の取得、投資有価証券の取得であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,334百万円となり、前連結会計年度に比べ1,943百万円の減少となりました。主な要因は、有利子負債の減少であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業（百万円）	47,122	△1.0
特殊素材事業（百万円）	14,039	7.2
生活商品事業（百万円）	14,858	9.4
報告セグメント計（百万円）	76,020	2.3
その他（百万円）	-	-
合計（百万円）	76,020	2.3

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっており、自社利用分も含まれております。
 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
その他	1,523	△34.2	999	△13.8

- (注) 1 受注実績は、その他のうち土木・造園工事について記載しております。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業（百万円）	37,696	0.5
特殊素材事業（百万円）	21,959	4.4
生活商品事業（百万円）	16,535	8.1
報告セグメント計（百万円）	76,191	3.2
その他（百万円）	1,968	15.2
合計（百万円）	78,159	3.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	15,217	20.1	16,399	20.9

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 新商品の開発

当社グループでは、4つのフューチャーテクノロジー（ナノテクノロジー・偽造防止技術・技術融合・新加工技術）をターゲットに定め、各頭文字をとり開発テーマ名を「NaSFA（ナスファ）」と命名しております。このテーマのもと、増設したコーターヘッドの活用と低密度化技術の応用、産学連携による黒透かし技術の共同開発、グループ各社の多彩な技術の融合などによる新商品の開発に取り組んでまいります。

(2) 新規分野への進出

FIBLIC（リチウムイオン二次電池向けセパレーター）をはじめ、新たなシート状物質の開発など製紙関連技術の応用に加え、水力発電所の更新による電力小売事業への進出や社有林の有効利用など現有資産を活用した新規分野への進出に取り組んでまいります。

(3) 海外展開

今後も高い成長が期待できるアジア地域を中心として、当社技術と現地製紙メーカーの設備や販売チャネルとを組み合わせることで新商品の開発・販売に取り組んでまいります。また、グループ会社である福蓬莱有限公司によるペット用品販売の強化を図ってまいります。

(4) 他社・他産業との部分提携

当社は、平成25年8月に大王製紙株式会社とグループ会社を含めた各分野での連携を推進するために業務・資本提携契約を締結いたしました。両グループ間では、超薄型吸収シートの共同開発やトイレットペーパーのOEM供給を拡充してまいります。また、バイオマス燃料であるRPFの製造・調達事業の拡大を図るため、他社との提携等を積極的に推進してまいります。

(5) 基盤事業の構造改革

産業素材事業グループでは、新バイオマスボイラーの建設や古紙使用率の増加などによる原燃料コストなどの低減に取り組んでまいります。

特殊素材事業グループでは、小ロット化生産体制の強化やユーザーにより近い販売・サービス体制の構築等、より迅速・正確なユーザーニーズへの対応力強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 製品市況の変動

当社グループは、紙パルプの製造販売及び加工を主な事業としており、これら産業素材事業、特殊素材事業及び生活商品事業の売上高の連結売上高に占める割合は、平成26年3月期に97.5%となっております。これらの製品市況が全て同時に変動するわけではありませんが、諸要因により、この製品市況に変動があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原燃料価格の変動

当社グループの主な事業である製紙事業の原燃料である古紙、チップ、パルプ及び重油等は、国際市況や国内需給の影響を大きく受けるため、その影響により原燃料価格が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 取引先の信用リスク

当社グループの取引先の経営状況が、市場の変動や業界再編成などにより財務上の問題に直面した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 海外情勢の影響

当社グループは、原燃料であるチップ、パルプ及び重油の多くを海外より調達しております。このため、現地の政情や治安の不安定化、法令や政策の変更、経済状況の悪化等の事業環境に変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替の変動

当社グループは、海外より調達する原燃料の購入に際して為替変動による影響を受けます。このため、為替予約等のリスクヘッジを行い為替変動の影響を軽減すべく努めておりますが、影響を全て排除することは不可能であります。

(6) 金利の変動

当社グループは、設備投資に関する資金及び運転資金を、主として金融機関からの借入により調達しており、総資産に対する有利子負債の比率が平成26年3月末では31.7%となっております。その有利子負債のうち変動金利分について、金利の上昇等があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 環境関連の法的規制

当社グループは、各種事業において環境関連の法規制の適用を受けております。このため、これらの規制の改定等に対応することにより、生産活動が制限されたり、高額な費用負担や環境対策設備の設置等、コストの増加につながることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害や感染症及び事故による影響

当社グループは、製造ラインの突発的な中断による潜在的なマイナス影響を最小限にするため、定期的な予防保全を行っております。また、感染症や、災害事故等不測の事態発生に備え、影響を最小限にするための教育・訓練等を実施しており、特に地震対策については、当社内に緊急時の対応組織を設け、臨機応変に対応することにしております。しかし、これらの影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。また、当社グループの工場及び施設の多くは静岡県にあり、大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 購入電力の価格による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、多くの原子力発電所が運転を停止したままであり、わが国における電力供給が震災前の安定感を取り戻したとは言えません。

当社グループの工場及び施設の多くは、東京電力及び中部電力の管轄内にあります。よって、これら電力会社からの購入電力価格の上昇等があった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、家庭紙事業の拡大や他事業分野での生産の最適化を推進するために、また互いの強みを融合して共同事業を展開するために、平成25年8月12日、大王製紙株式会社との間で、「事業及び資本提携に関する覚書」を締結しました。

6 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発に重点をおいて行っております。また、4つの技術力（NaSFA（①ナノテクノロジー（FIBLIC（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）の開発、超薄型吸収シートの開発など）、②偽造防止技術、③技術融合、④新規加工技術（増設するコーターヘッドの活用など））による新商品の開発、新規事業分野への進出に取り組んでおります。

現在の研究開発は当社の総合開発センター先端素材開発本部及び研究開発本部において推進されております。研究開発スタッフは、グループ全員で42名にのぼり、これは総従業員の約3%に相当します。

当連結会計年度における各セグメント別の研究の目的、主要課題、研究成果は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は856百万円ですが、セグメント別の研究開発費につきましては、特定のセグメントに区分することが困難なため、記載しておりません。

(1) 産業素材事業

産業素材事業では、ライナー、中芯、クラフト紙の品質改善とコストダウンに注力しております。原材料・処方・設備などの全ての面で見直しを行っております。

(2) 特殊素材事業

特殊素材事業では、海外事業展開に向けた商品開発に力を入れております。国内事業においては、主力商品のファンシーペーパー、高級印刷用紙、圧着ハガキ用紙において、商品開発に力を注いでおります。今期は、技術融合ファンシーD' CRAFT 5柄、タントセレクト3柄、かぐや、高級印刷用紙ベビーフェイスを上市いたしました。

(3) 生活商品事業

生活商品事業では、ペーパータオル、トイレットペーパーの家庭紙を中心に新規古紙原料の開発を進め、環境対応型製品の開発に注力しております。

(4) 知的財産について

期間中に出願した特許等の知財の件数は38件（特許25件、意匠10件、商標3件）、登録された特許等の知財の件数は21件（特許13件、意匠5件、商標3件）となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、125,302百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,164百万円の増加となりました。主な要因は、時価評価による投資有価証券の増加によるものであります。

負債は、61,542百万円となり、前連結会計年度末に比べて495百万円の増加となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加によるものであります。

純資産は、63,760百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,668百万円の増加となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金の増加によるものであります。自己資本比率は50.6%となり、前連結会計年度末に比べて1.5ポイント上昇しました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、産業素材事業及び特殊素材事業で新規設備の導入や原価低減、品質改善等を目的として全体で8,524百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資にはソフトウェア関連等への投資を含めております。

各セグメントでは、産業素材事業で2,588百万円、特殊素材事業で3,058百万円、生活商品事業で1,615百万円、その他で162百万円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	山林 (面積千㎡)	その他		合計
本社事務所他 (東京都 中央区他)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	統括業務 販売業務	112	9	—	—	129	250	159
島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業 生活商品事業	パルプ・洋 紙・板紙設備	6,345	15,830	2,846 (464)	—	145	25,167	271
赤松発電所 (静岡県 島田市)	産業素材事業 生活商品事業	水力発電	154	126	44 (10)	—	35	361	1
賃貸設備 (静岡県 島田市他)	産業素材事業 生活商品事業 その他	事務所 工場他	1,181	6	1,712 (340)	—	68	2,969	—
横井工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	洋紙設備	503	1,037	91 (47)	—	2	1,635	44
三島工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	6,076	7,427	4,965 (162)	—	301	18,770	313
岐阜工場 (岐阜県 岐阜市)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	316	345	652 (12)	—	7	1,323	50
社有林 (静岡県 静岡市他)	その他	—	0	—	—	641 (257,006)	0	641	—

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 提出会社の静岡オフィス及び大阪営業所、中部営業所は、帳簿価額が少額なため本社事務所他に含めて表示しております。

3 上記の他、主要な賃借の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
特種東海製紙(株)	本社事務所 (東京都中央区)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	建物	159

(2) 国内子会社

① 東海加工紙株式会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	943	700	83 (5)	123	1,850	72
関東工場 (栃木県 下都賀郡 藤岡町)	生活商品事業	紙加工設備	423	201	473 (26)	8	1,106	8
金谷工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	287	393	—	35	717	12
富士工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	紙加工設備	212	127	350 (23)	5	695	17

② 明治製紙株式会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
鷹岡工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	322	1,334	507 (29)	5	2,169	97
比奈工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	88	121	143 (9)	0	353	18

(注) 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 島田工場 (静岡県 島田市)	その他	F I B L I C (リチウムイ オン2次電池 向けセパレー タ) テストマ シン建設	1,000	131	自己資金及び 借入金	平成24年 10月	平成26年 5月	—
当社 島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	パルプ生産設 備活性化	2,610	1,061	自己資金及び 借入金	平成25年 2月	平成27年 1月	—
当社 島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	赤松水力発電 所更新	1,490	347	自己資金及び 借入金	平成25年 5月	平成27年 4月	—
東海加工紙㈱ 本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	タオルマシン 建設	3,000	734	自己資金及び 借入金	平成25年 7月	平成27年 12月	—
当社 島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	新バイオマス ボイラー設置	7,880	—	自己資金及び 借入金	平成27年 4月	平成29年 1月	最大発電量 22,700kwh

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	163,297,510	163,297,510	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	163,297,510	163,297,510	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成20年6月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	65(注)1	65(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000(注)1	65,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月29日 至 平成40年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 162 1株当たり資本組入額 81 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価161円を合算しております。

(平成21年7月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	59(注)1	59(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000(注)1	59,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 218 1株当たり資本組入額 109 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価217円を合算しております。

(平成22年7月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	96(注)1	96(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000(注)1	96,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月11日 至 平成42年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 186 1株当たり資本組入額 93 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件</p> <p>上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価185円を合算しております。

(平成23年7月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	164(注)1	164(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164,000(注)1	164,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成43年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 116 1株当たり資本組入額 58 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価115円を合算しております。

(平成24年7月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	175(注)1	175(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175,000(注)1	175,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月11日 至 平成44年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 173 1株当たり資本組入額 87 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価172円を合算しております。

(平成25年7月18日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	147(注)1	147(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,000(注)1	147,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 173 1株当たり資本組入額 87 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価172円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成19年6月8日 (注)	9,400,000	163,297,510	1,485	11,485	1,485	3,985

(注) 第三者割当増資による増加であります。

発行価格 1株につき316円

資本組入額 1株につき158円

割当先 三菱商事株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	40	20	315	73	4	11,094	11,546	—
所有株式数 (単元)	—	42,222	458	66,032	5,491	3	47,925	162,131	1,166,510
所有株式数の 割合 (%)	—	26.04	0.28	40.73	3.39	0.00	29.56	100	—

(注) 1 自己株式14,812,209株は、「個人その他」に14,812単元、「単元未満株式の状況」に209株含まれておりま
す。

2 「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	13,800	8.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)(注1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,099	3.73
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	5,759	3.53
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12	5,501	3.37
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8	5,031	3.08
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2-60	4,901	3.00
特種東海製紙取引先持株会	東京都中央区八重洲2丁目4-1	4,425	2.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,714	2.27
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7-5	3,000	1.84
株式会社竹尾	東京都千代田区神田錦町3丁目12-6	2,620	1.60
計	—	54,851	33.59

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,252千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分631千株、投資信託設定分949千株、その他信託分672千株となっております。

2 上記のほか、当社が所有している自己株式が14,812千株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,812,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 147,319,000	147,319	—
単元未満株式	普通株式 1,166,510	—	—
発行済株式総数	163,297,510	—	—
総株主の議決権	—	147,319	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式209株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町 4379番地	14,812,000	—	14,812,000	9.07
計	—	14,812,000	—	14,812,000	9.07

(9) 【ストックオプション制度の内容】

①平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役3名） 当社子会社の役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

②平成21年6月23日開催の定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名） 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

③平成22年7月23日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成23年7月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤平成24年7月17日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑥平成25年7月18日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	9,927	2,024,471
当期間における取得自己株式	1,131	245,900

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増し請求)	2,130	420,630	—	—
(新株予約権の権利行使)	33,000	4,764,000	—	—
(第三者割当による自己株式の処分)	4,899,000	999,396,000	—	—
保有自己株式数	14,812,209	—	14,813,340	—

(注) 1 当期間における処理自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。

2 当期間における保有自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、期末配当は1株当たり2.5円とさせていただき、先に実施いたしました中間配当2.5円と合わせて、年間配当は1株当たり年5円とさせていただきました。

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日としております。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年11月12日 取締役会決議	371	2.5
平成26年6月25日 定時株主総会決議	371	2.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	278	269	211	238	235
最低(円)	210	130	138	165	181

(注) 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	205	210	215	222	218	235
最低(円)	196	199	203	208	201	211

(注) 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員		三澤 清利	昭和23年 9月29日生	昭和46年3月 特種製紙(株)入社 平成12年6月 同 取締役、社長室長 平成13年6月 同 取締役、社長室統轄兼営業技術総本部副総 本部長 平成15年6月 同 常務取締役、総合企画本部長兼東京支店長 兼報酬委員会委員 平成16年4月 同 代表取締役社長、取締役会議長兼報酬委員 会委員兼指名委員会委員 平成19年4月 当社代表取締役副社長 平成19年6月 特種製紙(株)代表取締役社長、取締役会議長兼本 部長会議長 平成21年4月 当社代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現職)	(注) 3	111,710
取締役 副社長執行役員	社長補 佐 (TTグ ループ 安全衛 生統 括)	三宅 博	昭和24年 8月4日生	昭和48年4月 三菱商事(株)入社 平成12年10月 同 紙・包装資材部長 平成13年4月 同 資材本部副本部長 平成15年4月 同 関西支社副支社長 平成17年4月 同 理事、独国三菱商事社長、欧州ブロック統 括補佐、独国三菱商事ベルリン支店長兼独国三 菱商事ハンブルグ支店長 平成21年4月 同 資材本部付 平成21年5月 東海パルプ(株)営業本部長付顧問 平成21年6月 当社常務執行役員 東海パルプ(株)取締役常務執行役員営業本部長 平成22年4月 当社産業素材事業グループ長 平成22年6月 当社専務取締役、社長補佐兼産業素材事業グル ープ長 平成26年6月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐 (TTグル ープ安全衛生統括) (現職)	(注) 3	28,000
取締役 専務執行役員	社長室 長	大島 一宏	昭和32年 6月8日生	昭和55年4月 大倉事業(株)入社 平成8年2月 同 秘書課長 平成11年2月 東海パルプ(株)入社 平成19年4月 当社秘書室長 東海パルプ(株)総務人事部長 平成20年4月 当社総務人事室長 平成21年6月 当社執行役員経営戦略室長 平成22年4月 当社社長室企画・調整リーダー 平成22年6月 当社取締役、社長室長 平成23年6月 当社取締役、社長室長兼産業素材事業グループ 副事業グループ長 平成24年6月 当社取締役、社長室長 平成25年4月 当社取締役、社長室長兼生活商品事業グループ 長 平成25年7月 当社取締役、社長室長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員、社長室長 (現職)	(注) 3	16,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	財務・ I R室 長	関根 常夫	昭和31年 11月5日生	昭和54年4月 ㈱三菱銀行入行 昭和62年10月 同 ブラッセル支店長代理 平成6年7月 同 国際企画部長代理 平成6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年5月 ㈱東京三菱銀行 開発金融部次長 (航空機G r 担当) 平成16年5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 ㈱三菱東京U F J 銀行 ストラクチャードファイナンス部長 平成21年5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年6月 当社執行役員財務・I R室長 平成22年4月 当社財務・I R室長 平成22年6月 当社取締役、財務・I R室 平成26年6月 当社取締役常務執行役員、財務・I R室長 (現職)	(注) 3	12,000
取締役 常務執行役員	産業素 材事業 グルー プ長	落合 一彦	昭和32年 4月21日生	昭和56年4月 東海パルプ㈱入社 平成20年4月 同 板紙部長 平成21年4月 同 営業本部副本部長兼営業統括部長 平成21年6月 同 執行役員、営業本部副本部長兼営業統括部長 平成22年4月 当社産業素材事業グループ副事業グループ長 平成22年6月 当社上席執行役員、産業素材事業グループ副事業グループ長 平成23年6月 当社取締役、産業素材事業グループ副事業グループ長 平成24年2月 当社取締役、産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員、産業素材事業グループ長 (現職)	(注) 3	5,000
取締役 常務執行役員	特殊素 材事業 グルー プ長	松田 裕司	昭和37年 6月10日生	昭和60年3月 特種製紙㈱入社 平成9年9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年3月 特種製紙㈱理事、営業本部副本部長兼営業企画部長、特種紙商事㈱代表取締役社長 平成19年4月 特種製紙㈱執行役員営業本部長 平成21年6月 当社執行役員 特種製紙㈱執行役員営業開発本部長 平成22年4月 当社特殊素材事業グループ営業開発本部長兼海外事業統括チーム(本社機能) 平成22年6月 当社執行役員、特殊素材事業グループ営業開発本部長 平成23年6月 当社取締役、特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 平成24年6月 当社取締役、総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員、特殊素材事業グループ長 (現職)	(注) 3	10,460

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	生活商 品事業 グルー プ長 兼東海 加工紙 ㈱代表 取締役 社長	紅林 昌巳	昭和27年 5月26日生	昭和50年4月 東海パルプ㈱入社 平成18年6月 同 取締役兼執行役員、工場長代理兼生産技術 室長 平成20年6月 同 取締役常務執行役員、工場長 平成21年6月 当社取締役執行役員 東海パルプ㈱取締役常務執行役 員、工場長 平成22年4月 当社取締役、技術開発本部長 平成22年6月 当社上席執行役員、総合開発センター技術開発 本部長 ㈱テクノサポート代表取締役社長 平成23年6月 当社常務取締役、総合開発センター長兼技術開 発本部長 平成24年2月 当社常務取締役、総合開発センター長 平成24年6月 当社常務取締役、総合開発センター長兼技術開 発本部長 平成25年7月 当社常務取締役、総合開発センター長 平成26年6月 当社取締役執行役員、生活商品事業グループ長 兼東海加工紙㈱代表取締役社長（現職）	(注) 3	38,000
取締役 執行役員	総合開 発セン ター長	渡辺 克宏	昭和35年 10月6日生	昭和58年4月 キヤノン㈱入社 平成11年4月 東海パルプ㈱入社 平成21年1月 同 生産管理部長 平成22年4月 当社島田工場長 平成22年7月 当社執行役員島田工場長兼原動部長 平成24年2月 当社執行役員産業素材事業グループグループ統 括部担当 平成24年7月 当社マネージングディレクター産業素材事業グ ループグループ統括部担当 平成25年7月 当社マネージングディレクター社長室企画・資 材調整担当兼経営企画部長 平成26年6月 当社取締役執行役員、総合開発センター長 （現職）	(注) 3	4,000
取締役 執行役員	フィブ リック 事業本 部長	毛利 豊寿	昭和41年 6月22日生	平成3年3月 特種製紙㈱入社 平成15年4月 同 総合技術研究所長兼技術研究所長 平成18年3月 同 理事特殊機能紙事業部長 平成19年4月 同 執行役員生産本部三島工場長 平成20年4月 同 執行役員生産本部副本部長 平成21年5月 同 執行役員 東海パルプ㈱工場長付部長調査役 平成22年6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長 兼基礎研究所長 平成23年6月 当社マネージングディレクター総合開発センタ ー先端素材開発本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員、フィブリック事業本部長 （現職）	(注) 3	7,460

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)		石川 達紘	昭和14年 4月4日生	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和61年9月 法務省刑事局刑事課長 平成元年9月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成5年4月 同 次席検事 平成8年6月 最高検察庁公判部長 平成9年2月 東京地方検察庁検事正 平成11年4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士(現職) 平成14年4月 亜細亜大学法学部教授 平成14年8月 特種製紙(株)特別顧問 平成15年6月 同 社外取締役 平成19年4月 当社社外取締役(現職) 平成20年6月 特種製紙(株)社外取締役 東海パルプ(株)社外取締役 (重要な兼職の状況) (株)東横イン取締役会長(社外) 東鉄工業(株)社外監査役 林兼産業(株)社外取締役 (株)北海道銀行 社外監査役	(注) 3	61,300
常任監査役 (常勤)		三谷 充弘	昭和31年 1月28日生	昭和55年4月 (株)静岡銀行入行 平成15年6月 同 審査第一グループ長 平成16年4月 特種製紙(株)経営戦略室長 平成17年4月 同 経営企画本部長兼経営戦略室長 平成17年8月 同 理事、経営企画本部長兼経営戦略室長 平成18年3月 同 執行役員、社長室長 平成19年4月 同 執行役員、総合企画本部副本部長 当社財務・IR室長 平成19年7月 特種製紙(株)執行役員、総合企画本部長 平成21年4月 公益財団法人紙の博物館 監事(非常勤)(現職) 平成21年6月 当社常任監査役(現職)	(注) 4	40,600
監査役 (社外)		大倉 喜彦	昭和14年 4月22日生	昭和37年4月 大倉商事(株)入社 平成7年6月 (株)ホテルオークラ監査役 中央建物(株)取締役 平成10年6月 大倉商事(株)代表取締役社長 平成11年12月 公益財団法人大倉文化財団理事(現職) 大倉集古館館長(現職) 平成12年6月 (株)リーガルコーポレーション社外監査役(現職) 西戸崎開発(株)社外取締役(現職) 平成13年6月 (株)ニッピ社外監査役(現職) (株)ホテルオークラ取締役 平成13年9月 (株)ホテルオークラ新潟社外取締役(現職) 平成14年6月 中央建物(株)代表取締役社長(現職) (学)東京経済大学理事・評議員 東海パルプ(株)監査役 平成19年4月 当社社外監査役(現職) 平成22年6月 (株)ホテルオークラ取締役会長(現職)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外)		志賀こず江	昭和23年 11月23日生	昭和42年10月 日本航空㈱入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成9年4月 東京地方検察庁検事 平成10年4月 弁護士(現職) 平成11年8月 志賀法律事務所設立 平成14年6月 サン総合法律事務所パートナー弁護士 平成16年6月 日本興亜損害保険㈱社外監査役 平成17年6月 カブドットコム証券㈱取締役 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー弁護士(現職) 平成19年3月 F Xプライム㈱監査役 平成19年4月 当社社外監査役(現職) 平成21年9月 ㈱東横イン社外取締役(現職) 平成22年6月 ㈱新生銀行社外監査役(現職)	(注) 4	—
				計		334,530

- (注) 1 取締役石川達紘氏は、社外取締役であります。
2 監査役大倉喜彦氏及び志賀こず江氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成26年6月25日の定時株主総会の時から平成27年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成23年6月24日の定時株主総会の時から平成27年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
5 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
神 洋明	昭和24年 4月8日生	昭和54年4月 弁護士(現職) 平成12年4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事㈱社外監査役 平成26年4月 第一東京弁護士会会長(現職) 日本弁護士連合会副会長(現職) [重要な兼職の状況] 東亜道路工業㈱社外監査役	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりであります。

執行役員	佐野 倫明	社長室 経営企画本部長
執行役員	山本 実	総合開発センター 技術開発本部長
執行役員	日野 喜教	産業素材事業グループ営業本部長
執行役員	田中 和明	産業素材事業グループ島田工場長
執行役員	大沼 裕之	特殊素材事業グループ営業本部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

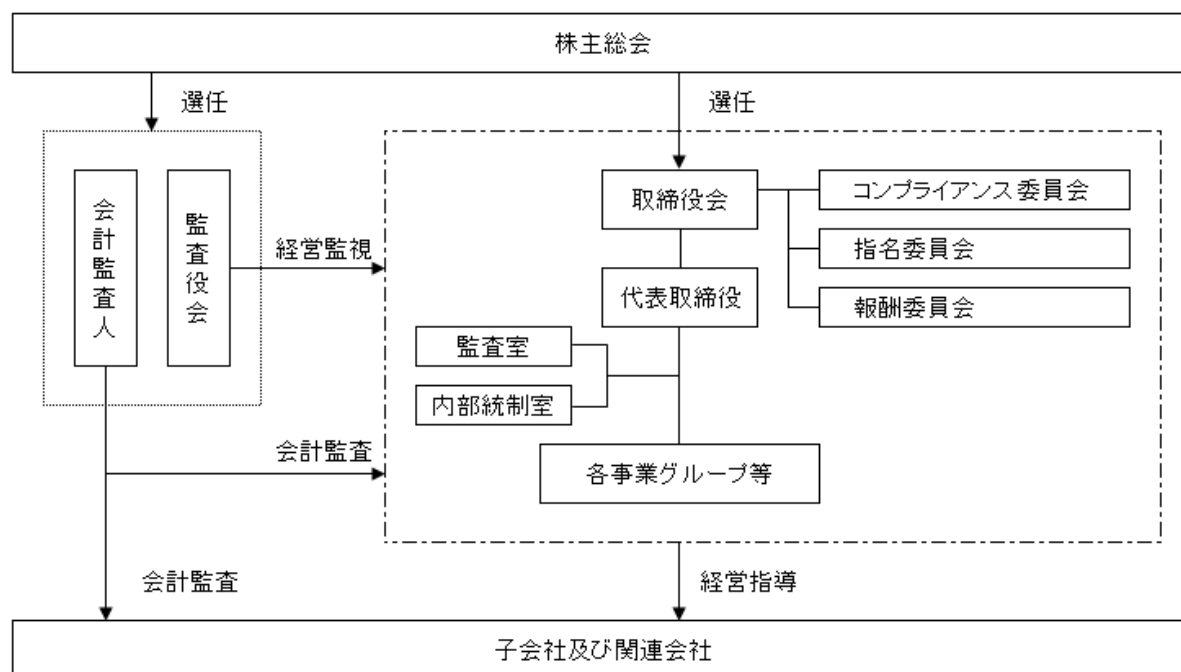
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、平成26年6月25日現在で、取締役10名、監査役3名を選任しております。監査役会は、取締役で構成された取締役会に出席し、積極的な監査活動を行い、取締役会は、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に対して迅速に対応しております。また、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成されるコンプライアンス委員会・指名委員会・報酬委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンスを統括し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。指名委員会及び報酬委員会は、役員の選解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。



(取締役及び監査役の定数並びに取締役の資格制限)

当社は、取締役を15名以内、監査役を4名以内とする旨を定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては、特に定款において定めはありません。

(取締役及び監査役の選任の決議要件)

当社の取締役及び監査役は、株主総会によって選任され、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(取締役の解任の決議要件)

当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社制度を採用している理由は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えているからです。

ハ、内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、この方針に則り、業務の有効性と効率性を引き上げることに伴い業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に際し、随時更新・維持・改善をしております。

また、当社は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社の組織及び体制に関する重要事項の審議、承認及び取締役会への上程・報告を行っております。

なお、当社は金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、本基本方針のもと財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を作成することとしております。

ニ、リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会がグループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理しているとともに、リスクカテゴリー毎の管理運営は主管部門を定め、主管部門の指示によりグループ各社における担当部門が行っております。

リスクカテゴリー毎の責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の整備を行っております。

監査室・内部統制室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行っております。

監査室・内部統制室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会並びに担当部署及び監査役会に通報される体制を構築しております。

経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

ホ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役の直轄機関として監査室・内部統制室（5名）を設置し、業務活動の全般に関わる方針・計画・手続きの妥当性及業務執行の有効性、経営方針及び諸規程並びに制度遵守状況等内部統制体制について内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役または取締役会及び監査役会へ報告しております。また、被監査部門に対しては監査結果の報告と改善事項の指示を行い、その改善の進捗状況を報告させることで監査の実効性向上に努め、内部統制の推進を図っております。

当社の監査役は3名でそのうち2名は社外監査役であります。常任監査役（常勤監査役）三谷充弘は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、予め監査役会において定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンス実施状況の監視、取締役会等の重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧等を実施しております。また、社外監査役はそれぞれ独立した外部の視点からの監査を行っております。

また、会計監査人並びに監査役及び監査室・内部統制室との間で意見交換を行うなど相互に連携を図り監査を実施するなどし、機能強化を行い内部統制の推進に寄与しております。

③ 会計監査の状況

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任し監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大谷秋洋、春山直輝の2名であります。

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名及びその他10名であります。また、監査役会とも定期的に意見交換をすることでお互いを補完する関係を構築しております。

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外取締役及び社外監査役

イ、員数、当社との人的・資本的關係又は取引その他の利害關係及び選任状況に関する当社の考え方

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

当社社外取締役である石川達紘は、弁護士で名古屋高等検察庁検事長等を歴任し、コンプライアンスに関する高い専門性を有しております。加えて法律家としての見地から意見を述べるなど、その専門的な知識、経験等を踏まえた独立的判断が発揮されていることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。同氏は、平成26年3月末時点において、当社の株式60,300株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、現在においては㈱東横インの取締役会長(社外)、東鉄工業㈱の社外監査役、林兼産業㈱の社外取締役及び㈱北海道銀行の社外監査役を兼任しておりますが、当社グループとそれらの会社及びその関係会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外監査役である大倉喜彦は、企業経営者及び多数の社外役員としての経験、見識に基づき、取締役会・監査役会において意見を述べるなど、経験等を踏まえた独立的判断が発揮されていることから、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。同氏は、当社の株主である中央建物㈱の代表取締役社長であり、平成26年3月末時点において、同社が当社株式3.37%を保有するとともに当社が同社株式を100千株保有する資本的関係がありますが、当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。同氏は、㈱ニッピの社外監査役を兼任しており、平成26年3月末時点において、同社が当社株式0.31%を保有するとともに当社が同社株式を250千株保有する資本的関係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、公益財団法人大倉文化財団の理事を兼任しており、平成26年3月末時点において、同財団が当社株式0.01%を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、㈱ホテルオークラの取締役会長を兼任しており、平成26年3月末時点において、当社が同社株式を3千株保有する資本的関係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、㈱リーガルコーポレーションの社外監査役、㈱ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発㈱の社外取締役を兼任しておりますが、当社グループとそれらの会社及びその関係会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社社外監査役である志賀こず江は、弁護士であり、法律家としての見地から取締役会・監査役会において意見を述べるなどその専門的な知識、経験等を踏まえた独立的判断が発揮されていることから、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、㈱東横インの社外取締役及び㈱新生銀行の社外監査役を兼任しておりますが、当社グループとそれらの会社及びその関係会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

ロ. 当社の企業統治において果たす機能及び役割について

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

ハ. 選任における当社の独立性に関する基準又は方針の内容

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を期待し選任しております。

ニ. 監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

社外監査役は会計監査人、その他の監査役及び監査室・内部統制室との間で意見交換を行う等、相互に連携を図って監査を実施するなど内部統制の推進に寄与しております。さらに、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等においても適宜報告及び意見交換がなされております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	252	230	21	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く。)	16	14	1	—	—	1
社外役員	19	17	1	—	—	3

(注) 1 取締役の報酬限度額は平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会決議により年額450百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)となっております。

2 監査役の報酬限度額は平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により承認された株式移転計画に基づき、年額50百万円以内となっております。

ロ. 当該年度に支払った退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会の決議をもって総額の上限を定め、「報酬委員会」において、その水準、体系、役員個々人の金額等の審議を行っております。

⑥ 株式保有の状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
54銘柄 15,991百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱静岡銀行	1,880,000	1,992	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー㈱	1,884,000	898	営業取引の円滑な推進と強化
㈱トーモク	2,700,000	810	営業取引の円滑な推進と強化
王子ホールディングス㈱	1,500,075	520	提携関係の円滑な推進と強化
㈱ニッピ	250,000	437	事業活動の円滑な推進と強化
三菱製紙㈱	4,583,000	426	営業取引の円滑な推進と強化
大成建設㈱	1,325,000	343	事業活動の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス㈱	500,000	330	提携関係の円滑な推進と強化
㈱岡山製紙	850,000	314	営業取引の円滑な推進と強化
大日本印刷㈱	296,000	262	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業㈱	814,100	213	営業取引の円滑な推進と強化
昭和パックス㈱	260,000	118	営業取引の円滑な推進と強化
中央紙器工業㈱	100,000	109	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナパック㈱	400,000	100	営業取引の円滑な推進と強化
凸版印刷㈱	100,000	67	営業取引の円滑な推進と強化
㈱キングジム	38,900	27	営業取引の円滑な推進と強化
㈱ホギメディカル	1,700	8	営業取引の円滑な推進と強化
イチカワ㈱	45,139	7	資材取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業㈱	1,000	0	業界の情報収集

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大王製紙(株)	3,871,000	4,796	提携関係の円滑な推進と強化
(株)静岡銀行	1,880,000	1,893	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー(株)	1,884,000	1,043	営業取引の円滑な推進と強化
(株)トーモク	2,700,000	791	営業取引の円滑な推進と強化
王子ホールディングス(株)	1,500,075	693	提携関係の円滑な推進と強化
大成建設(株)	1,325,000	610	事業活動の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス(株)	500,000	441	提携関係の円滑な推進と強化
三菱製紙(株)	4,583,000	421	営業取引の円滑な推進と強化
(株)岡山製紙	850,000	325	営業取引の円滑な推進と強化
大日本印刷(株)	296,000	292	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業(株)	814,100	260	営業取引の円滑な推進と強化
(株)ニッピ	250,000	192	事業活動の円滑な推進と強化
昭和ボックス(株)	260,000	121	営業取引の円滑な推進と強化
中央紙器工業(株)	100,000	108	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナパック(株)	400,000	101	営業取引の円滑な推進と強化
凸版印刷(株)	100,000	73	営業取引の円滑な推進と強化
(株)キングジム	38,900	27	営業取引の円滑な推進と強化
イチカワ(株)	45,139	12	資材取引の円滑な推進と強化
(株)ホギメディカル	1,700	8	営業取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業(株)	1,000	1	業界の情報収集

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項及びその理由

イ. 自己株式取得の決定

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ. 中間配当の決定

当社は、取締役会決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	64	—	62	0
連結子会社	—	0	—	0
計	64	0	62	1

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、退職給付制度に関するアドバイザリー業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上で定めております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,094	8,325
受取手形及び売掛金	24,623	22,549
商品及び製品	5,550	5,156
仕掛品	519	678
原材料及び貯蔵品	3,936	4,422
繰延税金資産	942	953
その他	483	341
貸倒引当金	△12	△10
流動資産合計	44,137	42,418
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	45,779	46,831
減価償却累計額	△28,681	△29,497
建物及び構築物（純額）	※1 17,097	※1,※5 17,334
機械装置及び運搬具	149,106	152,262
減価償却累計額	△119,799	△123,988
機械装置及び運搬具（純額）	※1 29,306	※1 28,273
土地	※1 12,857	※1 12,812
建設仮勘定	828	3,244
その他	6,328	6,478
減価償却累計額	△5,063	△5,200
その他（純額）	※1 1,265	※1 1,277
有形固定資産合計	61,355	62,941
無形固定資産		
のれん	394	218
その他	267	314
無形固定資産合計	662	533
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 12,832	※2 18,364
長期貸付金	37	—
関係会社長期貸付金	36	100
繰延税金資産	193	192
その他	※2 998	※2 872
貸倒引当金	△115	△120
投資その他の資産合計	13,983	19,409
固定資産合計	76,000	82,884
資産合計	120,138	125,302

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,822	11,141
短期借入金	18,613	※1 17,331
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,164	※1 7,590
未払法人税等	1,019	591
賞与引当金	363	383
その他	5,328	※5 6,496
流動負債合計	39,312	43,536
固定負債		
長期借入金	※1 19,579	※1 14,377
繰延税金負債	214	1,028
退職給付引当金	727	—
役員退職慰労引当金	58	67
環境対策引当金	271	271
退職給付に係る負債	—	1,087
資産除去債務	806	760
その他	77	※5 413
固定負債合計	21,734	18,006
負債合計	61,046	61,542
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金	14,449	14,475
利益剰余金	36,292	37,742
自己株式	△4,008	△3,031
株主資本合計	58,218	60,670
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	775	2,932
繰延ヘッジ損益	3	0
退職給付に係る調整累計額	—	△218
その他の包括利益累計額合計	778	2,714
新株予約権	94	115
少数株主持分	—	259
純資産合計	59,091	63,760
負債純資産合計	120,138	125,302

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	75,564	78,159
売上原価	※1,※3 60,259	※1,※3 63,702
売上総利益	15,304	14,457
販売費及び一般管理費	※2,※3 11,135	※2,※3 11,276
営業利益	4,169	3,180
営業外収益		
受取利息	0	4
受取配当金	200	217
受取賃貸料	119	289
受取保険金	25	95
負ののれん償却額	34	—
持分法による投資利益	120	122
その他	178	186
営業外収益合計	679	915
営業外費用		
支払利息	416	339
設備維持費用	84	92
その他	138	140
営業外費用合計	640	573
経常利益	4,208	3,522
特別利益		
固定資産売却益	※4 15	※4 10
関係会社株式売却益	—	85
資産除去債務戻入額	—	54
国庫補助金	499	—
その他	—	1
特別利益合計	515	151
特別損失		
固定資産売却損	※5 66	※5 2
固定資産除却損	※6 183	※6 93
減損損失	—	※7 60
投資有価証券評価損	154	—
特別退職金	※8 24	—
のれん償却額	※9 209	—
関係会社貸倒引当金繰入額	—	43
その他	20	18
特別損失合計	657	218
税金等調整前当期純利益	4,065	3,455
法人税、住民税及び事業税	1,266	1,260
法人税等調整額	326	15
法人税等合計	1,593	1,275
少数株主損益調整前当期純利益	2,472	2,179
少数株主利益又は少数株主損失(△)	3	△0
当期純利益	2,468	2,180

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,472	2,179
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	571	2,026
繰延ヘッジ損益	3	△2
持分法適用会社に対する持分相当額	40	130
その他の包括利益合計	※ 615	※ 2,153
包括利益	3,087	4,333
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,083	4,334
少数株主に係る包括利益	3	△0

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,452	34,541	△4,041	56,436
当期変動額					
剰余金の配当			△717		△717
当期純利益			2,468		2,468
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△2		34	31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△2	1,750	33	1,781
当期末残高	11,485	14,449	36,292	△4,008	58,218

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	163	△0	－	163	76	153	56,830
当期変動額							
剰余金の配当							△717
当期純利益							2,468
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	611	3	－	615	18	△153	479
当期変動額合計	611	3	－	615	18	△153	2,261
当期末残高	775	3	－	778	94	－	59,091

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,449	36,292	△4,008	58,218
当期変動額					
剰余金の配当			△730		△730
当期純利益			2,180		2,180
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		25		978	1,004
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	25	1,450	976	2,452
当期末残高	11,485	14,475	37,742	△3,031	60,670

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	775	3	－	778	94	－	59,091
当期変動額							
剰余金の配当							△730
当期純利益							2,180
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							1,004
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,156	△2	△218	1,935	20	259	2,215
当期変動額合計	2,156	△2	△218	1,935	20	259	4,668
当期末残高	2,932	0	△218	2,714	115	259	63,760

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,065	3,455
減価償却費	6,557	6,563
減損損失	—	60
のれん及び負ののれん償却額	355	132
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△20	△1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△33	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	24
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△25	9
受取利息及び受取配当金	△201	△221
受取保険金	△25	△95
支払利息	416	339
国庫補助金	△499	—
持分法による投資損益 (△は益)	△120	△122
有形固定資産除却損	183	93
有形固定資産売却損益 (△は益)	50	△7
投資有価証券評価損益 (△は益)	154	—
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△85
売上債権の増減額 (△は増加)	407	2,073
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868	△251
仕入債務の増減額 (△は減少)	△781	319
未払消費税等の増減額 (△は減少)	133	△91
資産除去債務戻入額	—	△54
関係会社貸倒引当金繰入額	—	43
その他	△27	339
小計	11,460	12,522
利息及び配当金の受取額	201	234
利息の支払額	△422	△347
保険金の受取額	25	95
法人税等の支払額	△463	△1,664
法人税等の還付額	8	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,809	10,848

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6	△38
定期預金の払戻による収入	32	—
有形固定資産の取得による支出	△5,671	△7,078
有形固定資産の除却による支出	△67	△33
有形固定資産の売却による収入	108	11
無形固定資産の取得による支出	△17	△120
国庫補助金等の受入による収入	18	—
投資有価証券の取得による支出	△254	△2,391
連結子会社株式の取得による支出	△160	—
関係会社株式の取得による支出	△17	—
関係会社株式の売却による収入	—	388
関係会社貸付けによる支出	△36	△63
その他	87	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,985	△9,322
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△5,206	△1,282
長期借入れによる収入	12,430	2,660
長期借入金の返済による支出	△9,780	△3,435
自己株式の取得による支出	△1	△2
自己株式の売却による収入	0	999
配当金の支払額	△718	△731
セール・アンド・割賦バックによる収入	—	503
セール・アンド・割賦バックによる支出	—	△46
その他	△1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,278	△1,334
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,545	192
現金及び現金同等物の期首残高	6,532	8,078
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,078	※ 8,271

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名は、「第1.企業の概況、4.関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

福蓬莱有限公司

(3) 連結の範囲から除外した理由

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社の名称
大一コンテナ(株)、(株)竹尾

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社 1社(福蓬莱有限公司)及び関連会社 3社(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(株)渡辺紙工)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ…時価法

③たな卸資産

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却は以下の方法を採用しております。

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④環境対策引当金
当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- a ヘッジ手段
為替予約取引
ヘッジ対象
1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務
- b ヘッジ手段
金利スワップ
ヘッジ対象
借入金の利息
- ③ヘッジ方針
当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,087百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が218百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は1.48円減少しております。

(未適用の会計基準等)

1 退職給付に関する会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正につきましては、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

2 企業結合に関する会計基準等

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定であります。なお、暫定的な会計処理の取扱いにつきましては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は、未定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「長期貸付金」に含めていた「関係会社長期貸付金」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期貸付金」に表示していた74百万円は、「長期貸付金」37百万円、「関係会社長期貸付金」36百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた204百万円は、「受取保険金」25百万円、「その他」178百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税金等調整前当期純利益」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下において「保険金の受取額」を独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「受取保険金」△25百万円、「保険金の受取額」25百万円として組替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「無形固定資産の取得による支出」と「関係会社貸付けによる支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた33百万円は、「無形固定資産の取得による支出」△17百万円、「関係会社貸付けによる支出」△36百万円、「その他」87百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1百万円は、「自己株式の売却による収入」0百万円、「その他」△1百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
建物及び構築物	4,546	(4,546)百万円	4,586	(4,586)百万円
機械装置及び運搬具	19,453	(19,453)	16,982	(16,982)
土地	1,998	(1,998)	2,498	(1,998)
有形固定資産その他	12	(-)	12	(-)
計	26,010	(25,998)	24,078	(23,566)

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
短期借入金	-	(-)百万円	1,477	(-)百万円
1年内返済予定の長期 借入金	70	(70)	70	(70)
長期借入金	4,355	(3,705)	4,284	(3,634)
計	4,425	(3,775)	5,832	(3,705)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
投資有価証券 (株式)	1,950	百万円	2,163	百万円
その他 (出資金)	2		2	
計	1,952		2,165	

3 偶発債務

債務保証

連結会社以外の会社等の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
提携住宅ローン	0	百万円	-	百万円

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
受取手形割引高	0	百万円	0	百万円

※5 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
帳簿価額の内訳	建物及び構築物	-	471	百万円
対応する債務	流動負債 その他	-	94	
	固定負債 その他	-	337	

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
△80百万円	△13百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
製品運送諸掛	3,930百万円	4,135百万円
給与手当	1,327	1,310
賞与引当金繰入額	90	92
退職給付費用	124	132
減価償却費	377	391
のれん償却額	181	132

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
762百万円	856百万円

※4 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械装置及び運搬具	13	10
土地	1	—
その他	0	0
計	15	10

※5 固定資産売却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	—百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	10	0
土地	55	—
計	66	2

※6 固定資産除却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	68百万円	17百万円
機械装置及び運搬具	47	38
撤去費その他	67	37
計	183	93

※7 減損損失は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
長野県青木村	遊休資産	土地	1百万円
静岡県富士市	遊休資産	建物及び構築物、山林	58百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該遊休資産については、回収可能価額が帳簿価額より下落していることにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額で測定しており、主として固定資産税評価額等に基づき評価しております。

※8 特別退職金は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当社の特別退職加算金等であります。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

※9 のれん償却額は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成23年1月12日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、連結子会社株式の減損処理に伴って、のれんを一括償却したものであります。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	744百万円	2,933百万円
組替調整額	154	—
税効果調整前	899	2,933
税効果額	△327	△907
その他有価証券評価差額金	571	2,026
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	5	△4
組替調整額	—	—
税効果調整前	5	△4
税効果額	△2	1
繰延ヘッジ損益	3	△2
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	40	130
その他の包括利益合計	615	2,153

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式(注)1,2	20,420,998	7,312	90,516	20,337,794
合計	20,420,998	7,312	90,516	20,337,794

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加7,312株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少90,516株は、ストック・オプションの行使による減少89,000株、単元未満株式の売渡しによる減少1,516株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 94百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	358	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	358	2.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	358	利益剰余金	2.50	平成25年3月31日	平成25年6月27日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	20,337,794	9,927	4,934,130	15,413,591
合計	20,337,794	9,927	4,934,130	15,413,591

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加9,927株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少4,934,130株は、第三者割当による自己株式処分による減少4,899,000株、ストック・オプションの行使による減少33,000株、単元未満株式の売渡しによる減少2,130株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 115百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	358	2.50	平成25年3月31日	平成25年6月27日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	371	2.50	平成25年9月30日	平成25年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	371	利益剰余金	2.50	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	8,094百万円	8,325百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△16	△54
現金及び現金同等物	8,078	8,271

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	47	41	5
合計	47	41	5

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	5	—
1年超	—	—
合計	5	—

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	30	5
減価償却費相当額	30	5

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	0	0
1年超	0	—
合計	1	0

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、輸送コストの平準化を目的とした原油スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理セクションが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の管理規程に準じて同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,094	8,094	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,623	24,623	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,202	7,202	—
(4) 関係会社長期貸付金	36	37	0
貸倒引当金	—	—	—
資産計	39,957	39,957	0
(1) 支払手形及び買掛金	10,822	10,822	—
(2) 短期借入金	18,613	18,613	—
(3) 長期借入金	22,743	22,655	△87
(4) 長期未払金	75	75	—
負債計	52,255	52,167	△87
デリバティブ取引(*)	4	4	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,325	8,325	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,549	22,549	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	12,427	12,427	—
(4) 関係会社長期貸付金	100		
貸倒引当金	△43		
	56	56	—
資産計	43,359	43,359	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,141	11,141	—
(2) 短期借入金	17,331	17,331	—
(3) 長期借入金	21,968	21,879	△88
(4) 長期未払金	412	412	—
負債計	50,854	50,765	△88
デリバティブ取引(*)	0	0	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	5,529	5,830
投資事業有限責任組合	100	107

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,094	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,623	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	36	—	—
合計	32,717	36	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,325	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,549	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	100	—	—
合計	30,875	100	—	—

4 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,164	7,054	986	360	11,177	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7,590	1,522	896	11,713	245	—
長期未払金	—	95	96	97	49	—

(注) 長期未払金については、連結決算日後の返済予定額が明らかなもののみを記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	4,651	2,563	2,087
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	4,651	2,563	2,087
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	2,551	3,377	△826
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	2,551	3,377	△826
合計	7,202	5,941	1,261

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	10,605	6,058	4,547
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	10,605	6,058	4,547
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	1,821	2,272	△450
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,821	2,272	△450
合計	12,427	8,330	4,096

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	—	△0

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	—	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について154百万円（その他有価証券の株式154百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	原油スワップ取引 変動受取・固定支払	45	—	△0	△0

（注） 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	182	—	5

（注） 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	50	—	0

（注） 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,980	1,300	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,300	1,300	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	△4,256
(2) 年金資産(百万円)	2,960
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	△1,295
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	450
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	118
(6) 退職給付引当金(3)+(4)+(5)(百万円)	△727

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)	313
(2) 利息費用(百万円)	60
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	△47
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	31
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	2
(6) 退職給付費用(百万円)	358
(7) その他(百万円)	201
計	560

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

2 「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金の支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率
1.1%

(3) 期待運用収益率
2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。なお、連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	3,264百万円
勤務費用	171
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	33
過去勤務費用の発生額	△136
退職給付の支払額	△116
退職給付債務の期末残高	3,252

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	2,442百万円
期待運用収益	48
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	238
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	2,695

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	472百万円
退職給付費用	146
退職給付の支払額	△53
制度への拠出額	△34
退職給付に係る負債の期末残高	531

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,732百万円
年金資産	△2,903
	828
非積立型制度の退職給付債務	258
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,087
退職給付に係る負債	1,087
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,087

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	171百万円
利息費用	35
期待運用収益	△48
数理計算上の差異の費用処理額	55
過去勤務費用の費用処理額	△8
簡便法で計算した退職給付費用	146
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>351</u>

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	9百万円
未認識数理計算上の差異	△345
<u>合 計</u>	<u>△335</u>

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	7%
株式	10
一般勘定	82
その他	1
<u>合 計</u>	<u>100</u>

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が12%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、203百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
販売費及び一般管理費	33	25

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 8名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役3名) 当社子会社の 取締役 3名	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名) 当社子会社の 取締役 1名 当社子会社の 取締役 1名 監査役	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 258,000株	普通株式 192,000株	普通株式 146,000株	普通株式 209,000株
付与日	平成20年7月28日	平成21年8月12日	平成22年8月10日	平成23年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成20年7月 29日 至平成40年 7月28日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成21年8月 13日 至平成41年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成22年8月 11日 至平成42年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成23年8月 11日 至平成43年 8月10日)

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 192,000株	普通株式 147,000株
付与日	平成24年8月10日	平成25年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成24年8月 11日 至平成44年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成25年8月 13日 至平成45年 8月12日)

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	65,000	59,000	96,000	180,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	16,000
失効	—	—	—	—
未行使残	65,000	59,000	96,000	164,000

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	147,000
失効	—	—
権利確定	—	147,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	192,000	—
権利確定	—	147,000
権利行使	17,000	—
失効	—	—
未行使残	175,000	147,000

② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	207
付与日における公正な評価単価 (円)	161	217	185	115

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	207	—
付与日における公正な評価単価 (円)	172	172

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成25年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	29.253%
予想残存期間 (注) 2	6.057年
予想配当 (注) 3	5.0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.351%

(注) 1 予想残存期間に対応する付与日までの直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2 過去の役員の在任期間データと、付与対象者の就任日から割当日までの経過年数から、割当日以降の残存勤務年数を見積り、予想残存期間としております。

3 平成26年3月期の配当予想によっております。

4 予想残存期間に対応した期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	398百万円	380百万円
減損損失	939	779
税務上の繰越欠損金	465	432
退職給付引当金	277	—
退職給付に係る負債	—	276
投資有価証券評価損	302	302
減価償却超過	562	583
固定資産未実現利益	418	409
役員退職慰労引当金	34	36
環境対策引当金	91	90
資産除去債務	267	256
その他	755	903
繰延税金資産小計	4,513	4,453
評価性引当額	△2,297	△2,236
繰延税金資産合計	2,215	2,217
繰延税金負債との相殺	△1,080	△1,070
繰延税金資産純額	1,135	1,146
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	634	532
その他有価証券評価差額金	463	1,365
その他	196	201
繰延税金負債合計	1,294	2,099
繰延税金資産との相殺	△1,080	△1,070
繰延税金負債純額	214	1,028

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	942百万円	953百万円
固定資産－繰延税金資産	193	192
流動負債－繰延税金負債	—	—
固定負債－繰延税金負債	214	1,028

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.3%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.5	
住民税均等割	0.7	
試験研究費控除	△1.6	
評価性引当額の増減	4.4	
その他	△1.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.3%から34.9%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は84百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として工場配管に含まれるアスベストを法的手順に即した処分方法で廃棄する義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として12年と見積っております。なお、当該主要な設備については、既に使用見込期間を経過していることから、割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	795 百万円	807 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13	6
時の経過による調整額	2	1
資産除去債務の履行による減少額	△1	△1
その他増減額 (△は減少)	△2	△54
期末残高	807	760

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う単位となっているものであります。

当社グループは、主に紙の生産・加工・販売に関する事業を行っており、取り扱う紙製品の種類ごとに包括的な事業戦略を立案出来るように、事業部制を採用し、委譲された権限の下、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当該事業部を基礎とした製品の種類の事業セグメントから構成されており、「産業素材事業」、「特殊素材事業」、「生活商品事業」の3つを報告セグメントとしております。

「産業素材事業」は、主に段ボール・包装用紙などの原紙生産・加工・販売等を行っており、「特殊素材事業」は、特殊印刷用紙・特殊機能紙などの生産・加工・販売等を行っており、「生活商品事業」は、ペーパータオル・トイレットペーパーなどの生産・加工・販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、のれんの償却を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

のれんの償却については、セグメント利益において各事業活動による純粋な会社貢献度を捉えたいため、報告セグメント区分から除き、調整額にて計上しております。

よって、報告セグメントの利益は、各社単体決算の営業利益をベースとした数値に、セグメント内取引消去及びその他連結修正項目（のれん償却を除く）を加味したものであります。

また、セグメント間の内部振替高は、主に市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	37,513	21,038	15,303	73,856	1,708	75,564	—	75,564
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,077	84	246	2,409	3,137	5,546	△5,546	—
計	39,591	21,123	15,549	76,265	4,845	81,110	△5,546	75,564
セグメント利益	1,631	2,338	363	4,333	93	4,427	△257	4,169
セグメント資産	49,901	42,188	15,790	107,880	2,794	110,674	9,463	120,138
その他の項目								
減価償却費	3,684	1,929	829	6,443	114	6,557	—	6,557
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	181	181
持分法適用会社 への投資額	28	1,895	—	1,924	—	1,924	—	1,924
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	2,120	1,381	1,499	5,001	136	5,138	598	5,737

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	37,696	21,959	16,535	76,191	1,968	78,159	—	78,159
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,059	92	288	2,440	2,773	5,214	△5,214	—
計	39,755	22,051	16,824	78,631	4,742	83,374	△5,214	78,159
セグメント利益	184	2,631	378	3,194	148	3,343	△162	3,180
セグメント資産	47,324	44,863	16,481	108,668	2,686	111,355	13,946	125,302
その他の項目								
減価償却費	3,602	1,884	966	6,452	110	6,563	—	6,563
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	132	132
減損損失	—	1	58	60	—	60	—	60
持分法適用会社 への投資額	47	2,107	—	2,154	—	2,154	—	2,154
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	2,588	3,058	1,615	7,263	162	7,425	1,098	8,524

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、土木・造園工事等を含んでおります。

2 調整額の内容は以下のとおりです。

セグメント利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれんの償却額	△181	△132
セグメント間取引消去等	△76	△30
合計	△257	△162

セグメント資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	93,502	97,961
のれん未償却残高（相殺後）	394	218
セグメント間債権債務消去等	△84,433	△84,233
合計	9,463	13,946

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の資産（社内管理会計勘定を含む）であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	598	1,098
合計	598	1,098

※特種東海製紙㈱での本社直轄部門の設備投資額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 当社の一般管理費の中で、各事業セグメントに対して共通にかかる費用については、社内配賦基準によって各事業セグメントへ配賦しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成25年4月1日付の組織変更に伴い、従来「その他」に含めていたサーマルリサイクル燃料の製造・販売等を「産業素材事業」に再編しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づいて作成しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	15,217	産業素材事業

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	16,399	産業素材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	181	181
当期末残高	—	—	—	—	394	394

（負ののれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	34	34
当期末残高	—	—	—	—	—	—

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	132	132
当期末残高	—	—	—	—	218	218

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱竹尾	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	(所有) 直接 23.6 (被所有) 直接 1.8	紙製品等の販売	紙製品等の販売	4,217	売掛金	1,528

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱竹尾	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	(所有) 直接 22.9 (被所有) 直接 1.8	紙製品等の販売	紙製品等の販売	4,270	売掛金	1,493

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	412.68円	1株当たり純資産額	428.61円
1株当たり当期純利益金額	17.27円	1株当たり当期純利益金額	14.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	17.20円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.88円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	2,468	2,180
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,468	2,180
普通株式の期中平均株式数 (千株)	142,941	145,875
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	541	649
(うち新株予約権) (千株)	(541)	(649)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,613	17,331	0.7	—
1年内返済予定の長期借入金	3,164	7,590	0.9	—
1年内返済予定のリース債務	7	0	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	19,579	14,377	0.9	平成27～31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	1	0	—	平成27年
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引）	—	94	1.1	—
長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）	—	337	1.1	平成30年
合計	41,366	39,732	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 一年以内に返済予定のリース債務及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）は、それぞれ、連結貸借対照表の流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3 リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で計上しているため、平均利率を記載しておりません。

4 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）、長期割賦未払金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（百万円）	1,522	896	11,713	245
リース債務（百万円）	0	—	—	—
長期割賦未払金（百万円）	95	96	97	49

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,255	38,545	58,555	78,159
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,290	2,056	3,170	3,455
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	679	1,334	2,061	2,180
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.75	9.28	14.19	14.95

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.75	4.53	4.91	0.81

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,761	4,913
受取手形	※2 493	※2 290
売掛金	※2 21,197	※2 19,738
商品及び製品	4,706	4,423
仕掛品	370	488
原材料及び貯蔵品	3,572	3,958
前渡金	24	—
前払費用	196	195
繰延税金資産	679	696
関係会社短期貸付金	1,188	67
未収入金	※2 747	※2 692
その他	29	24
貸倒引当金	△23	△22
流動資産合計	37,944	35,466
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 10,597	※1 10,547
構築物	※1 3,595	※1,※4 4,142
機械及び装置	※1 25,742	※1 24,751
車両運搬具	31	32
工具、器具及び備品	470	520
土地	※1 10,313	※1 10,313
山林	※1 641	※1 641
建設仮勘定	696	2,244
有形固定資産合計	52,088	53,194
無形固定資産		
借地権	25	24
ソフトウェア	133	88
その他	61	57
無形固定資産合計	220	169
投資その他の資産		
投資有価証券	10,670	15,991
関係会社株式	1,937	3,088
長期貸付金	37	—
関係会社長期貸付金	397	330
長期前払費用	335	205
その他	479	477
貸倒引当金	△102	△63
投資その他の資産合計	13,755	20,029
固定資産合計	66,065	73,393
資産合計	104,009	108,859

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※2 4,590	※2 4,887
買掛金	※2 4,207	※2 4,436
短期借入金	15,200	13,100
1年内返済予定の長期借入金	※1 2,289	※1 6,954
未払金	※2 575	※2,※4 2,438
未払費用	※2 2,684	※2 2,832
未払法人税等	907	369
預り金	※2 139	※2 249
設備関係支払手形	461	390
その他	※2 204	※2 67
流動負債合計	31,260	35,726
固定負債		
長期借入金	※1 18,115	※1 12,958
長期末払金	75	※4 412
繰延税金負債	288	1,222
退職給付引当金	254	220
環境対策引当金	225	225
資産除去債務	793	746
固定負債合計	19,752	15,787
負債合計	51,013	51,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金		
資本準備金	3,985	3,985
その他資本剰余金	38,431	38,457
資本剰余金合計	42,416	42,442
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	275	230
特定災害防止準備金	2	4
繰越利益剰余金	1,933	3,272
利益剰余金合計	2,212	3,507
自己株式	△3,915	△2,938
株主資本合計	52,197	54,495
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	700	2,733
繰延ヘッジ損益	3	0
評価・換算差額等合計	703	2,734
新株予約権	94	115
純資産合計	52,996	57,345
負債純資産合計	104,009	108,859

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	※1 60,419	※1 61,389
売上原価	※1 48,484	※1 50,611
売上総利益	11,935	10,778
販売費及び一般管理費	※2 8,074	※2 8,278
営業利益	3,860	2,499
営業外収益		
受取利息	※1 6	※1 8
受取配当金	※1 275	※1 345
受取賃貸料	※1 231	※1 402
その他	※1 141	※1 208
営業外収益合計	655	964
営業外費用		
支払利息	※1 353	※1 281
賃貸費用	※1 97	※1 79
設備維持費用	※1 86	※1 95
その他	※1 44	※1 49
営業外費用合計	582	506
経常利益	3,934	2,957
特別利益		
固定資産売却益	※3 2	—
関係会社株式売却益	—	39
資産除去債務戻入額	—	54
国庫補助金	499	—
特別利益合計	502	94
特別損失		
固定資産売却損	※4 112	—
固定資産除却損	※1, ※5 145	※1, ※5 66
投資有価証券評価損	154	—
関係会社株式評価損	345	—
その他	24	1
特別損失合計	782	67
税引前当期純利益	3,653	2,983
法人税、住民税及び事業税	1,038	941
法人税等調整額	403	16
法人税等合計	1,441	957
当期純利益	2,212	2,025

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	39,826	43,812	—	2	△677	△674	△3,932	50,689
当期変動額										
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△717	△717						△717
当期純利益							2,212	2,212		2,212
固定資産圧縮積立金の積立					320		△320	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△44		44	—		—
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△2	△2					17	15
欠損填補			△674	△674			674	674		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△1,395	△1,395	275	—	2,611	2,887	16	1,507
当期末残高	11,485	3,985	38,431	42,416	275	2	1,933	2,212	△3,915	52,197

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	154	△0	153	76	50,920
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当					△717
当期純利益					2,212
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					15
欠損填補					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	546	3	549	18	568
当期変動額合計	546	3	549	18	2,076
当期末残高	700	3	703	94	52,996

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
				固定資産 圧縮積立 金	特定災害 防止準備 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	11,485	3,985	38,431	42,416	275	2	1,933	2,212	△3,915	52,197
当期変動額										
剰余金の配当							△730	△730		△730
当期純利益							2,025	2,025		2,025
特定災害防止準備金の積立						2	△2	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△45		45	—		—
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			25	25					978	1,004
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	25	25	△45	2	1,338	1,295	976	2,298
当期末残高	11,485	3,985	38,457	42,442	230	4	3,272	3,507	△2,938	54,495

	評価・換算差額等			新株予約 権	純資産合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	700	3	703	94	52,996
当期変動額					
剰余金の配当					△730
当期純利益					2,025
特定災害防止準備金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					1,004
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,033	△2	2,030	20	2,051
当期変動額合計	2,033	△2	2,030	20	4,349
当期末残高	2,733	0	2,734	115	57,345

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの…移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～22年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

(3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
建物	3,372	(3,372)百万円	3,429	(3,429)百万円
構築物	1,173	(1,173)	1,156	(1,156)
機械及び装置	19,453	(19,453)	16,982	(16,982)
土地	1,998	(1,998)	1,998	(1,998)
山林	12	(-)	12	(-)
計	26,010	(25,998)	23,578	(23,566)

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	70	(70)百万円	70	(70)百万円
長期借入金	4,355	(3,705)	4,284	(3,634)
計	4,425	(3,775)	4,355	(3,705)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 関係会社に対する資産及び負債は、次の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
短期金銭債権	6,821百万円		7,202百万円	
短期金銭債務	1,667		2,201	

3 偶発債務

債務保証

取引先等の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
明治製紙(株)	1,727百万円	明治製紙(株)	-百万円	
(株)レックス	47	(株)レックス	-	
提携住宅ローン	0	提携住宅ローン	-	
計	1,775	計	-	

※4 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたもの

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
帳簿価額の内訳	構築物	-百万円	471百万円	
対応する債務	未払金	-	94	
	長期未払金	-	337	

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	14,444百万円	15,226百万円
仕入高	7,050	7,605
営業取引以外の取引高	630	780

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度45%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
製品運送諸掛	3,114百万円	3,329百万円
販売手数料	544	541
販売諸掛	380	408
給料手当	706	678
退職給付費用	61	66
支払地代家賃	291	282
減価償却費	272	277
研究開発費	598	717

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	0百万円	－百万円
土地	1	－
計	2	－

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	2百万円	－百万円
建物	110	－
計	112	－

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	45百万円	6百万円
構築物	0	1
機械及び装置	36	30
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	4	2
山林	0	－
撤去費その他	58	25
計	145	66

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,662百万円、関連会社株式425百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,511百万円、関連会社株式425百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	256百万円	242百万円
減損損失	939	758
退職給付引当金	106	87
投資有価証券評価損	337	335
関係会社株式評価損	463	374
減価償却超過	534	563
環境対策引当金	78	78
資産除去債務	267	251
その他	2,567	2,587
繰延税金資産小計	5,552	5,280
評価性引当額	△4,106	△3,950
繰延税金資産合計	1,445	1,330
繰延税金負債との相殺	△1,054	△1,330
繰延税金資産純額	391	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	617	519
その他有価証券評価差額金	393	1,295
その他	43	40
繰延税金負債合計	1,054	1,856
繰延税金資産との相殺	△1,054	△1,330
繰延税金負債純額	-	526

繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	679百万円	696百万円
固定資産－繰延税金資産	-	-
流動負債－繰延税金負債	-	-
固定負債－繰延税金負債	288	1,222

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.3%	37.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7	△2.8
住民税均等割	0.5	0.6
評価性引当額の増減	5.5	△5.5
試験研究費税額控除	△1.7	△2.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.1	2.1
修正申告による影響額	-	2.7
その他	△1.0	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5	32.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.3%から34.9%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は62百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
建物	28,790	547	93	29,244	18,697	592	10,547
構築物	11,689	792	26	12,455	8,312	243	4,142
機械及び装置	134,902	3,608	820	137,690	112,938	4,533	24,751
車両運搬具	306	15	13	308	276	14	32
工具、器具及び備品	5,005	240	90	5,155	4,634	187	520
土地	10,313	-	-	10,313	-	-	10,313
山林	641	-	-	641	-	-	641
建設仮勘定	696	7,321	5,773	2,244	-	-	2,244
有形固定資産計	192,346	12,525	6,818	198,053	144,859	5,570	53,194
借地権	25	-	1	24	-	-	24
ソフトウェア	500	0	-	501	412	46	88
その他	202	-	0	202	145	4	57
無形固定資産計	729	0	1	728	558	50	169
長期前払費用	681	14	116	580	374	47	205

(注) 1 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

建物	増加額	F I B L I Cテストマシン建屋建設	197
構築物	増加額	西俣管理道路再整備工事	555
機械及び装置	増加額	新コーター設置	1,652
	減少額	6号古紙T O S D I C撤去	143
建設仮勘定	増加額	新コーター設置	1,704
		パルプ生産設備活性化	1,024
		F I B L I Cテストマシン建設	544
		赤松水力発電所更新工事	415

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	125	22	37	24	85
環境対策引当金	225	—	—	—	225

1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 電子公告掲載URL http://www.tt-paper.co.jp ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主に対し、3,000円相当の当社グループ製品を7月下旬に送付。 毎年9月30日現在の株主に対し、当社特製カレンダーを送付。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第6期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成25年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第7期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月12日関東財務局長に提出
（第7期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日関東財務局長に提出
（第7期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成25年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
平成25年8月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 三澤 清利
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長三澤清利は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、特種東海製紙株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、特種東海製紙株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。